

令和6年度 第1回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 令和6年5月28日(火) 10:00~12:00

場所 市役所本庁舎6階第8会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

- ① 令和6年度活動計画(案)について 【資料1】

(2) 協議事項

- ① 市民まちづくり提案事業(自主事業部門)審査会委員の選出について 【資料2】
② 自治基本条例の見直しについて 【資料3】
③ 参画と協働のまちづくりフォーラムについて 【資料4】

(3) その他

4 閉 会

鳥取市市民自治推進委員会委員

【R5.4.1～R7.3.31】

(50音順)

氏 名	所 属 等	区 分
カンベ 神部 みゆき	公募委員	公募による者
クラモチ ヒロミ 倉持 裕彌	公立鳥取環境大学経営学部准教授	学識経験のある者
サトウ マサシ 佐藤 匡	鳥取大学地域学部准教授	学識経験のある者
スズキ ツタオ 鈴木 伝男	公募委員	公募による者
タナカ ヨシオ 田中 精夫	公募委員	公募による者
タニグチ マスミ 谷口 真澄	鳥取市自治連合会副会長	民間団体に属する者
ツバキ ヨシヒロ 椿 善裕	(公財)とっとり県民活動活性化センター 企画員	民間団体に属する者
トクダ マサコ 徳田 昌子	鳥取市連合婦人会副会長	民間団体に属する者
ナカガワ ゲンヨウ 中川 玄洋	(特非) bankup 代表理事	民間団体に属する者
マツモト ミチエ 松本 美智恵	(社福)鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課長	民間団体に属する者

第8期(令和5年度～令和6年度) 市民自治推進委員会 活動計画(案)

	令和5年度												令和6年度				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
委員会開催月目安			①	②				③		小	④ 諮問	小	① 小	② 答申	③	④ 意見書 提出	
委嘱状の交付、委員長の選出			●														
活動計画の確認			●										●				
市民まちづくり提案事業(自主事業部門)審査会委員の選出			●										●				
市民活動表彰者の選考								●							●		
参画と協働のまちづくりフォーラム(啓発事業)							実施時期・方向性の決定					日程・内容検討		検討委員会・実施			
ガイドラインの進捗確認											●				見直し協議		
委員会意見書の提出															内容の検討・作成		提出
自治基本条例の見直し答申				見直し研究			見直し審議					答申内容の検討・作成		答申			
地区公民館の幅広い活用について	随時の状況報告												必要に応じて状況報告				

鳥取市市民まちづくり提案事業について

目 的

地域の課題解決やまちの活性化等のために市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を支援することにより、市民活動を活性化し、もって市民と行政の協働のまちづくりを推進する。

<自主事業部門>

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金(自主事業部門)審査会で審査

審査委員：5名以内（鳥取市市民自治推進委員から1名）

委嘱期間：委嘱日から令和7年3月31日まで

趣旨・内容	地域課題の解決やSDGs 17の目標達成のために取り組む事業その他住みやすいまちづくりのために取り組む事業であって、提案者が自ら企画し、実施するもの
助成上限額	10万円
助成率	1回目：10分の10、2回目：5分の4、3回目：4分の3
対象者	市民活動拠点アクティブととりに登録する市民活動団体
助成件数	予算の範囲内（令和6年度：3件程度）
実績 (助成団体数 ／申請団体数)	市民活動促進部門 ※スタート型：設立3年未満、ステップアップ型：設立1年以上 R3年度 4団体／5団体（スタート型2団体、ステップアップ型2団体） 自主事業部門 R4年度 3団体／4団体 R5年度 4団体／5団体
令和5年度 支援事業	・久松山麓合唱祭実行委員会 第二回久松山麓合唱祭 ・イコット icotto 食を通じて異文化体験 ○○パーティにイコット ・国府文化協会 五色百人一首万葉かるた大会 ・鳥取ふるさとUI(友愛)会 「鳥取市定住・交流情報ガーデンと連携した勉強会」および「地域企業と連携した川遊び&流しソーメン開催」事業

<協働事業部門>

別途設置する審査会（該当する行政課題を担当する管理職員等で構成）において審査

趣旨・内容	市が示す行政課題の解決のため団体等が企画立案する事業であって、市と協働で実施することにより、より効果が期待できるもの
助成上限額	行政課題ごとに定める額
助成率	10／10
対象者	市民活動団体、事業者等
実績 (助成団体数 ／申請団体数)	R3 年度 ①地域主体のボトムアップでつながる山陰海岸ジオパーク事業 1団体／1団体 ②協働のまちづくりを推進する民間視点の仕組みづくり事業 1団体／1団体 R4 年度 ①公共施設を活用した脱炭素の取組啓発 1団体／1団体 ②日本遺産を生かしてまちを元気に 1団体／1団体 R5 年度 実績なし

条例見直しに関する提案（答申書たたき台）

■ 定義について

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。

(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) 市 議会及び執行機関をいいます。

(4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。

(5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。

(6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

【改正理由（箇条書き）】

①定義の内容を見直し

・協働

市民目線でわかりやすい表現に変更

・コミュニティ

コミュニティに含まれる組織を具体化し、各組織（地域組織、非営利組織）の定義を明確にする。

②定義の項目を新規追加

・自治（市民目線でわかりやすい表現で定義）

・市民の定義において事業者を明記する。

令和6年4月より地区公民館を利用できる対象範囲の拡大をふまえ、事業者の定義、役割や責務を明らかにすることで、より一層の事業者とのまちづくりの推進を図る。

【提案内容】

以下に、第2条の条文案を提案しますので、見直しの際は参考としてください。

(1) 市民 市内に在住する人（以下「住民」といいます。）、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う個人若しくは団体（以下「事業者」といいます。）をいいます。

(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) 市 議会及び執行機関をいいます。

(4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。

(5) 自治 市民及び市が主体となって、まちづくりを自ら考え進めていくことをいいます。

(6) 協働 市民及び市が、共通の目的を効果的に達成するために、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等な立場で協力して課題解決に取り組むことをいいます。

(7) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

(7)の2 地域組織 コミュニティのうち、一定の地域を基盤とした住民が構成員となつて、まちづくり等を目的として活動する住民組織をいいます。

ア 自治会 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、市内の一定の区域を単位とした住民の地縁に基づいて形成された地域組織をいいます。

イ 地域運営組織 地域の課題解決に向けた取組を行うことを目的として、市内地区公民館の設置区域を単位とした住民や団体等で組織する、まちづくり協議会等の地域組織をいいます。

(7)の3 非営利組織 コミュニティのうち、構成員が共通のテーマを持ち、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として活動する組織をいいます。

【附帯意見】

鳥取市では、鳥取市自治連合会等と連携して自治会加入促進に取り組んでいますが、自治会加入率は減少傾向にあります。この度の見直しにおいて、本条例に自治会加入の条文を追加するかどうか議題に挙がりましたが、本条例は基本理念を明らかにするものであり、任意団体である自治会に対して加入促進を謳うことは本条例にはそぐわないと判断し、条文追加を見送りました。

一方で、本委員会でも自治会加入率の低下は近々の課題であることを認識しており、何かしらの策を講じねばならないという議論を行いました。他市町村では、自治基本条例とは別に自治会加入の条例を定める事例もあることから、他の自治体の動きも参考にしながら、検討を進めていただきたいと思います。

■ 事業者の役割及び責務について

【改正理由（箇条書き）】

- ・ 第2条での事業者を明記することを踏まえ、事業者の「役割及び責務」を明記

【提案内容】

以下に地域と事業者との協働の視点を踏まえて、第4章内に追加する条文案を提出しますので、見直しの際は参考としてください。

第4章第●節 事業者

（事業者の役割と責務）

第●条 事業者は、地域社会に関わる多様な主体の一員として、市民と協働し、まちづくりに参加することができます。

2 事業者は、地域環境に配慮するとともに、地域社会と協調し、その発展に寄与するよう努めます。

■ コミュニティについて

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。

3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。

5 市長は、地区公民館等をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

【改正理由（箇条書き）】

- ・コミュニティに含まれる各組織の役割を明確化

【提案内容】

以下に第13条の枝番として追加する条文案を提出しますので、見直しの参考としてください。

（コミュニティの役割）

第13条の2 地域組織は、地域の特性を活かすとともに、連携し、協力して地域の課題解決を図り、まちづくりの推進に努めます。

2 自治会は、自治の精神に基づき、住民相互の連絡調整を図るとともに、住民の福利を増進することにより、豊かで住みよいまちづくりの実現に努めます。

3 地域運営組織は、地域の将来像を描き、地域における課題等について協議し、解決し、及び地域の特性を生かしたまちづくりの実現に努めます。

第13条の3 非営利組織は、それぞれの特性を活かすとともに、自らの活動が社会を担うものであることを認識し、その活動内容が広く理解されるよう努めます。

【附帯意見】

自治会と地域運営組織（まちづくり協議会等）の位置づけを条例上に規定するかどうかの議論を行いました。本市の実態として地域内の各組織の位置づけ・運営は地域によって異なっていることから、条例上では並列して表記することとし、運営方法は各地域の判断に委ねるものと考えています。

■ 危機管理について

第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。

2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めるとともに、その対応に当たっては、市民と連携を図ります。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、協力体制の整備に努めます。

【改正理由（簡条書き）】

- ・新型コロナウイルス感染症による社会情勢への影響をふまえ、感染症をはじめとする具体的な事象を追加。
- ・第3項「協力体制の整備」は市民個人に課すものではなく、市及び地域組織である。

【提案内容】

以下に第24条の条文案を提出しますので、参考としてください。

第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を**自然災害、事件、感染症**その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。

2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めるとともに、その対応に当たっては、市民と連携を図ります。

3 市及び地域組織は、市民が、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には自らの安全を確保し、地域において相互に助け合えるよう、協力体制の整備に努めます。

【コメント】

小委員会では、災害その他不測の事態について、具体的に列記するのはどうかという提案がありました。また、自助・共助・公助のニュアンスが条文上必要ではないか（第4回全体会）、第3項の市民の努力義務の規定、地域組織の定義化（小委員会）を踏まえて、改めて表記を整理して条文（案）を作成しています。

■ 検討事項 1 ■

1. コミュニティの定義について

(1) 「コミュニティ」を「地域組織」及び「非営利組織」と表現できる。

第7項「コミュニティ」を削除し、以下のとおり変更する。

(1) 市民 市内に在住する人（以下「住民」といいます。）、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う個人若しくは団体（以下「事業者」といいます。）をいいます。

(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) 市 議会及び執行機関をいいます。

(4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。

(5) 自治 市民及び市が主体となって、まちづくりを自ら考え進めていくことをいいます。

(6) 協働 市民及び市が、共通の目的を効果的に達成するために、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等な立場で協力して課題解決に取り組むことをいいます。

(7) 地域組織 一定の地域を基盤とした住民が構成員となって、地域づくり等を目的として活動する、自治会等の住民組織をいいます。（地域コミュニティのことをいいます。）

ア 自治会 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、市内の一定の区域を単位とした住民の地縁に基づいて形成された地域組織をいいます。

イ 地域運営組織 地域の課題解決に向けた取組を行うことを目的として、市内地区公民館の設置区域を単位とした住民や団体等で組織する、まちづくり協議会等の地域組織をいいます。

(8) 非営利組織 構成員が共通のテーマを持ち、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的として活動する組織をいいます。（テーマコミュニティのことをいいます。）

(2) 「コミュニティ」を「地域組織」及び「非営利組織」と表現できない。

（地域組織及び非営利組織に分類できない組織がある）

第7項「コミュニティ」は残したままにする。

※関連条文

・第13条 コミュニティ関係

【コメント】

「コミュニティ」を細分化して、具体的になるよう整理していますが、同時に想定される団体等を網羅できているか検討する必要があります。（地区単位の自治会、その連合組織など）

■ 検討事項 2 ■

2. 市民の責務について本条例に規定することについて

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりに参画し、協働すること。
- (2) 市が保有する情報を知ること。
- (3) 行政サービスを受けること。

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。

(小委員会での議論)

・条例において市民に対して責務規定を設けるのではなく、市の整備目標に置き換えることはできないか。

→責務を明記しない具体的な方法について提案あり。(①②)

①責務として記載している部分を権利として表記する方法

条文(例)

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で次に掲げる権利を有します。

- (1) 市が保有する情報を知ること。
- (2) 行政サービスを受けること。

(市民のまちづくりに参画する権利)

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、まちづくりに参画し、協働する権利を有します。

②市民が主語(「市民は・・・努めます」)となっている部分を、市を主語(「市は、市民が・・・できる環境を整備します。」)に置き換える方法

※主語を市とすることで、市が主導権を持っている印象を受けるとの意見もあり、条文ごとに誰が何をすべきなのか検証し、適当な主語を置く必要がある。

条文(例)

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

- 2 市は、市民がコミュニティの活動へ積極的に参加できる環境の整備に努めます。

(省略)

(責務を規定している背景)

自治基本条例の当初策定にあたり、検討委員会や各種意見交換会内で挙げた市民からの意見も踏まえながら「責務」を規定している背景がある。

鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会

市民の権利・責務

《主な個別意見》

- ①様々な年代がまちづくりに参加できること、参加できる権利があることを入れたい。
 - ②子どもは、将来の鳥取市を担うので、子どものまちづくりへの参加を十分に尊重するということは大切なこと。
 - ③市民がまちづくりに参画すること（権利）の裏腹に、まちづくりに協力すること（責務）を盛り込みたい。
 - ④市が保有する情報を受けるなら、発言や行動に対する責任や個人情報を守る責務。市政に参画するなら、まちづくりに取り組まなければならない責務。行政サービスを受けるなら、納税の義務を負わなければならない。
- 《市民フォーラム・各種団体との意見交換会でいただいた意見》
- ①積極的に参画しやすいように、具体的にわかりやすく盛り込んでいただきたい。(50代・男性)
 - ②市民の役割を盛り込んだ方が良い。(50代・女性)
 - ③市民の権利と義務を盛り込んだ方が良い。(50代・男性)
 - ④行政は、市民では出来ないことをするもの。「行政に参画する」とあるが、市民は何をすればいいのかわかりにくい。(年代不詳・男性)
 - ⑤具体的な実行に移る場合、どのように市民が参画するのか見えない。(30代・男性)
 - ⑥市民としての規範をきびしく盛り込む。(70代・男性)

※「鳥取市住民自治基本条例（仮称）」についての基本的な考え方（中間まとめ）より引用

(鳥取市自治基本条例の解説より)

「責務」とは、一般的には「責任を伴う義務」として「義務」を包括する広い概念で使われます。法律においても、努力義務的な規定をする場合に多く用いられます。一方、義務は、人として当然しなければならないこと、従わなければならないことを意味し、強制力や拘束力を伴うもので、違反した場合には罰則、制裁が科せられる場合があります。この条の内容は、市民の主体的な意思によって保持されるものであり、「義務」では市民の主体性を阻害する恐れもあることから「責務」としています。

※関係条文（第8条の責務を削除する場合、他の条文中の表記も併せて検討が必要）

第1条、第3条第2項

第13条第2項 コミュニティ関係

第24条第3項 危機管理関係

3. 条文における「コミュニティ」の表現方法

(1) 「コミュニティ」を「地域組織」及び「非営利組織」と表現できる。

現在の第13条の条文は削除し、「地域組織及び非営利組織」の条文とする。

第13条について全体を見直す必要がある。

条文（例）

第3章 地域組織及び非営利組織

第13条 市民及び市は、地域組織及び非営利組織（以下、地域組織等といいます。）が自治に重要な役割を果たすことを認識し、地域組織等を守り育てます。

2 市民は、地域組織等の活動への積極的な参加に努めます。

3 市長は、地域組織等の活動に財政的な支援その他必要な支援を行うとともに、地区公民館等を地域組織等の活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

（地域組織の役割）

第13条の2 地域組織は、地域の特性を活かすとともに、連携し、協力して地域の課題解決を図り、まちづくりの推進に努めます。

2 自治会は、自治の精神に基づき、住民相互の連絡調整を図るとともに、住民の福利を増進することにより、豊かで住みよいまちづくりの実現に努めます。

3 地域運営組織は、地域の将来像を描き、地域における課題等について協議し、解決し、及び地域の特性を生かしたまちづくりの実現に努めます。

（非営利組織の役割）

第13条の3 非営利組織は、それぞれの特性を活かすとともに、自らの活動が社会を担うものであることを認識し、その活動内容が広く理解されるよう努めます。

(2) 「コミュニティ」を「地域組織」及び「非営利組織」と表現できない。

（地域組織及び非営利組織に分類できない組織がある）

現在の第13条「コミュニティ」は残すとともに、同条第3項は、市民の責務にあたるため、「第8条 市民の責務」関連と併せて検討が必要。

※関連条文

第2条 コミュニティの定義関係

第8条 市民の責務関係

【コメント】

小委員会では、コミュニティという用語は、市の政策でも広く使用されており、本条例にコミュニティという用語がないことで整合性がつかなくなる部分も懸念されるため、章名等の題名には「コミュニティ」を入れないが、条文には入れ込むことも併せて検討する必要があるとの意見もありました。

■ 検討事項 4・5 ■

4. 不測の事態となる感染症の範囲について

(第4回委員会でのご意見等)

不測の事態となる感染症をどこまで捉えるかということも整理しないとイケない。

感染症：病原体（＝病気を起こす小さな生物）が体に侵入して、症状が出る病気

例）かぜ、インフルエンザ、結核、新型コロナウイルスなど

感染症の定義が広義にわたることから、一括りに表現することでの懸念あり

「鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画」

本行動計画は新型インフルエンザ等対策の実施に関する措置等を示しており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示している。

●市行動計画の対象とする感染症

- ①感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」
- ②感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

5. 防犯に関する条文上の記載について

(第4回委員会でのご意見)

「防犯」について記載されていない。安全で安心なまちが重要であり、市民の生命財産を守るのは、犯罪から守ることも含まれるため言及した方がいいのではないか。

「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」

犯罪を未然に防止し、市民が安全に、安心して暮らすことができるまちづくりについて、基本理念、基本計画等を定めている。(平成18年1月1日制定)

■鳥取市自治基本条例の解説より

「災害等」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす自然災害、事件、事故（大規模火災・武力攻撃事態・テロ等）及び市民生活に重大な被害を及ぼす事案（感染症・環境汚染・大規模食中毒・公共施設での事件、事故・異常湧水等）を指しています。

6. 連合組織の位置付けについて

(小委員会でのご意見等)

- ・自治会や町内会だけではなく、自治連合会の定義も必要ではないか。
 - ・関係機関はどこまで想定したものか。(自治連合会も含まれるのか。)
 - ・第9章の題名には「関係機関」は入っておらず、条文と齟齬がある印象を受ける。
- 第28条から関係機関についての条項を別に設け、大学などの関係機関について記載してどうか。(特に災害時の連携について)

第9章 国及び自治体等との連携及び協力

第28条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

2 市は、広域的な視点に立ち、他の市町村及び関係機関と共通する課題について、積極的に連携及び協力を図り、その解決に努めます。

(自治基本条例の解説より)

この条では、市が自治を行う上での国や他の自治体などとの関係について規定していません。

社会情勢の変化や市民の行政ニーズの多様化、政策課題の広域化などで、一自治体では対応が困難な行政課題が増加しています。平成30年4月には中核市移行に伴い、近隣自治体と共に「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、緊密に連携しながら持続可能で魅力ある圏域の発展に取り組んでいます。

第1項では、平成12年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(通称「地方分権一括法」)の施行により、国と自治体は対等であることが明確にされたことを踏まえ、市は国及び県との対等・協力関係のもと、相互に連携し、自治の確立に努めることとしています。

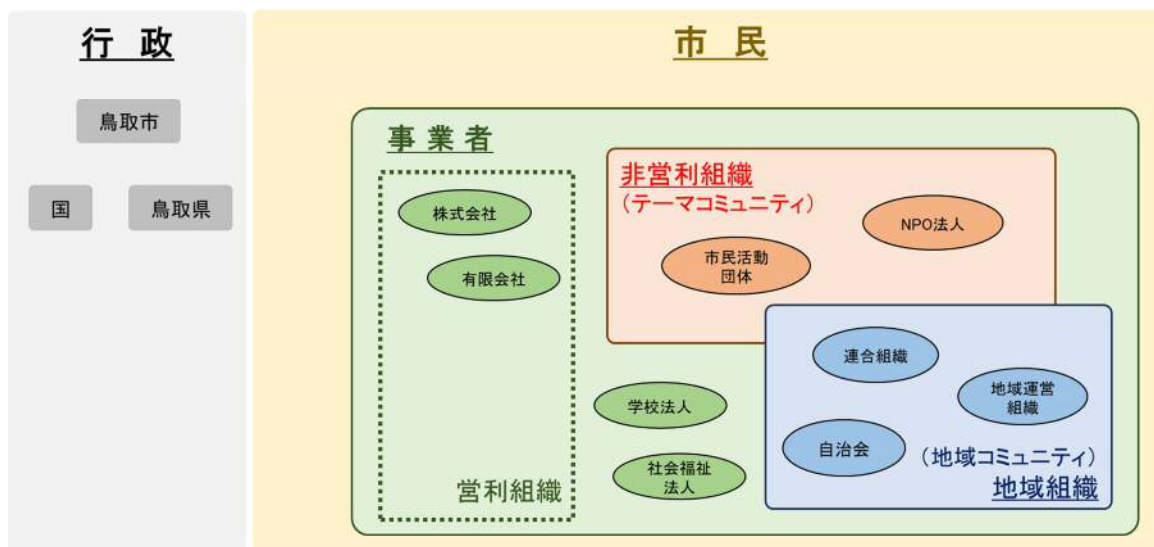
第2項では、市は、**圏域の自治体や大学などの関係機関**と積極的に情報の共有を図り、互いの自主性を尊重しながら連携し、共通課題の解決に努めることとしています。

※関連条文

第2条 定義関連

■ 参考資料 1 (定義関連) ■

《市民を構成する団体等のイメージ図》



(事業者の捉え方)

事業者は、営利・非営利、法人・非法人を問わず、何らかの事業や活動を行う個人または団体を指している。また、事業所の所在が市内、市外に関わらず、市内において事業や活動を行う個人や団体を想定している。

(非営利組織の捉え方)

非営利組織は、一般的な狭義では特定非営利活動法人（NPO 法人）、市民活動団体、自治会を含みます。広義では社会福祉法人や学校法人も含めた組織を指します。

(第4回委員会・小委員会でのご意見等)

- ・自治会や町内会だけではなく、自治連合会の定義も必要ではないか。
- 明記するのであれば、第28条で関係機関との連携協力のなかで表記するのはどうか。
- ・テーマコミュニティが何なのかわかりにくい。
- NPO 等・非営利団体(組織)という用語を用いてわかりやすい表現とするのはどうか。
- 併せて、逐条解説では丁寧に説明する必要があるのではないか。
- ・コミュニティが「地域組織」と「非営利組織」のみで表現できれば、「コミュニティ」という表現は不要ではないか。

■ 参考資料 2 (市民の権利・責務関係) ■

(小委員会でのご意見等)

- ・自治会の自主的な活動に対して市の条例として直接的な義務を課すのはどうか。
 - ・直接課すのではなく、「市」を主語として、「市は●●できるよう整備します。」という表現にすることで、反射的に義務を生じさせる表現もできる。(反射的義務)
 - ・「市は」という表現は行政が旗振りをしている印象を与えかねない。
 - ・それぞれの条文ごとに主語は検討する必要がある。
-
- ・「市民」だけに責務を課す部分は極力減らすことが必要ではないか。(第8条等)
 - ・第7条及び第8条は「市民の権利」に関する規定として、責務は解説の中で当然に伴うものと補足し、運用において担保する。
 - ・第13条第2項や第24条も「市」を主語に替えて表現する。

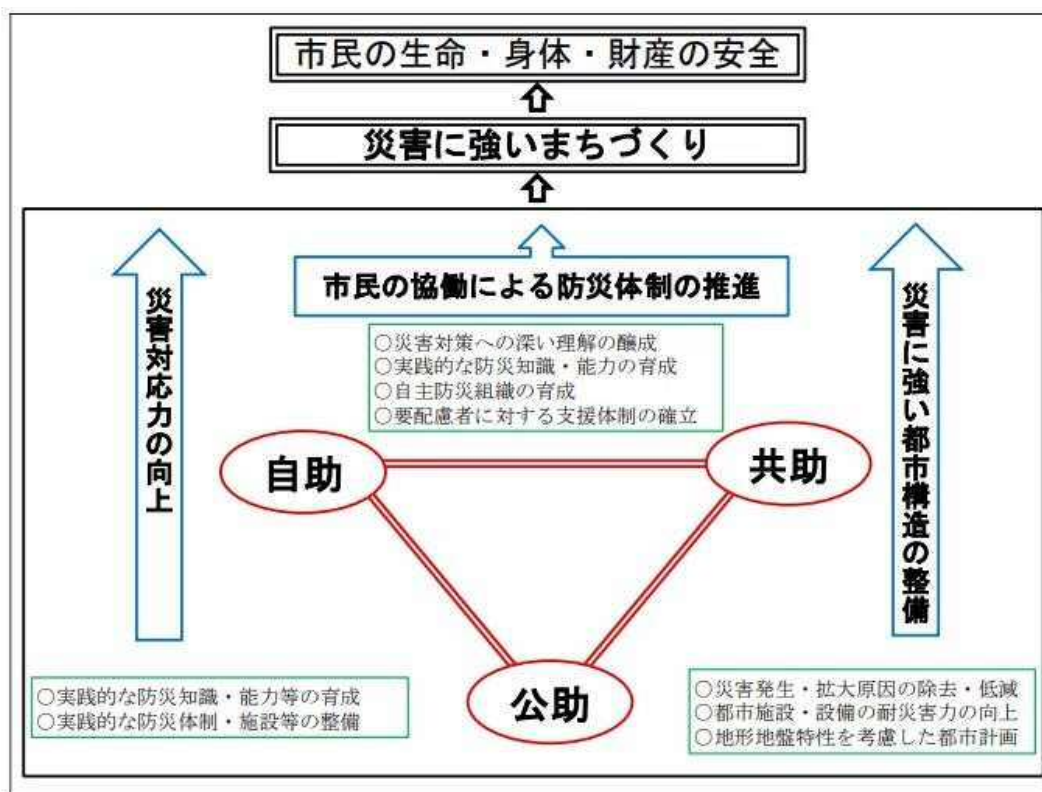
■ 参考資料3（コミュニティ関係） ■

（第4回委員会・小委員会でのご意見等）

- ・自治会と地域運営組織（まちづくり協議会）の役割について書きぶりが似ている。
- ・地域によって地域運営組織の実態は異なるため、各組織の関係まで規定せずに、並列して表記するのが良い。
- ・全体的に詳細に明文化したり、言葉の定義を固めすぎたりせず、柔軟性を持たせて表現するのはどうか。（条例は頻繁に改正できるものではない）
- ・コミュニティが地域組織と非営利組織のみで表現できればコミュニティは使用しなくても良いのではないかと。ただし、不明確なのであればコミュニティを使用せざるを得ない。
- ・コミュニティという言葉を外すと政策上、整合性が付かなくなる部分があるため、コミュニティは条文中には入れ、章や枝番には入れないように整理する。

■ 参考資料 4 (危機管理関係) ■

■ 鳥取市地域防災計画より



■ 自治基本条例の解説より (第7章 危機管理)

この条では、本市の危機管理についての基本的な考え方について規定しています。

近年国内で発生した災害等を教訓に、市民の安全・安心な暮らしを守るため、自然災害等の不測の事態に備えて、自治体における危機管理体制を充実強化することが求められています。

本市においてもその姿勢をより明確にするため、本条例の中に位置付けるものです。

第1項では、市が、市民とともに、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるといふ防災の目的を達成することに努めることとしています。

第2項では、**市長が、災害時に的確に対応するための危機管理体制等を整備し、市民と連携を図りながら市民生活の安全確保(公助)に努めること**としています。

第3項では、**市民自らが、災害等に備える(自助)とともに、近隣が互いに助け合っ地域を守る体制づくり(共助)に努めること**としています。

ここでいう「災害等」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす自然災害、事件、事故(大規模火災・武力攻撃事態・テロ(※1)等)及び市民生活に重大な被害を及ぼす事案(感染症・環境汚染・大規模食中毒・公共施設での事件、事故・異常湧水等)を指しています。

令和6年度 参画と協働のまちづくりフォーラム

～ 地域防災とまちづくり（仮） ～

テーマ概要（案）

令和6年能登半島地震、平成30年7月豪雨等、全国的に大規模な災害が発生しています。鳥取市でも令和5年台風第7号の影響により全域に大雨特別警報が発表され、警戒レベル5「緊急安全確保」の避難情報を発令、多くの方が避難することになりました。

地域の被害を軽減する、災害に強いまちづくりを目指すためには、地域内の日常的なつながりや支え合いの重要性を認識し、住民1人ひとりがまちづくりに取り組む意識（自助）をもち、隣近所で力を合わせて楽しく取り組んでいく（共助）ことが重要です。

本フォーラムが、地域で取り組む「まちづくり」と「防災」のつながりについて考えるきっかけの場となることを目的とします。

① 目的

（対象者）

- ・地域防災に取り組む団体（自主防災会等）
- ・福祉関係者（民生委員等）
- ・まちづくりに取り組む団体（まちづくり協議会、自治会関係者等）
- ・一般市民

（参考）平成30年度 約100名（まちづくり協議会役員など関係者中心）

② 日程・スケジュール

- ・開催時期 11月～12月頃

（参考）11月のイベント予定

日付	イベント名
11月2日（土）	第19回気高ときめきまつり（文化祭）
11月3日（日）	・鳥取市木のまつり ・第24回因幡の傘踊りの祭典 ・万葉のふる里こくふまつり
11月10日（日）	・旧美歎水源地フェスティバル2024 ・鷲峯山麓ハーフマラソン大会

- ・フォーラムの進め方 実行委員会を組織して企画を行う。

③ フォーラムの開催方法

- ・対面形式

※オンライン配信の活用も検討

④ フォーラムの内容について

- ・講演会
- ・事例発表
- ・パネルディスカッション

- ・アトラクション（※お楽しみ要素の検討）

■講師・パネリスト（案）

- ・有識者（地域共生政策アドバイザー、中ノ郷地区公民館職員）
- ・NPO（とっとり震災支援連絡協議会 など）
- ・自治会、まちづくり協議会（佐治地区、美保南地区 など）
- ・大学関係（学生含む）
- ・県・市社会福祉協議会
- ・市関係部署

■スケジュールのイメージ

年度	月	市民自治推進委員会	委員会内容（条例見直し等）	（市）防災に関する行事	進行イメージ （11月開催想定）	備考
令和5年	2月	第4回委員会	見直し条項について意見交換			
	3月	小委員会	見直し条項の審議			
令和6年	4月					
	5月	第1回委員会	答申書たたき台の確認		・実行体制の決定 ・内容のたたき台の決定	
	6月	小委員会	答申書案について審議			
	7月	第2回委員会	答申書案について最終確認			H28:7/31 フォーラム開催 (実行委員会3回:6,7月)
	8月	答申	市民自治推進委員会からの答申	※	・実行委員会の開催 (3回程度)	
	9月			9/10 鳥取市総合防災訓練		
	10月			10/19~10/22 ねんりんピック		
	11月	第3回委員会	条例案について意見交換 意見書の作成について	※	・フォーラム開催 (11月下旬)	H26:11/9 フォーラム開催 (実行委員会3回:7,9,10月)
	12月				・フォーラムの検証	H30:12/2 フォーラム開催 (実行委員会1回:11月)
	1月					
	2月	第4回委員会	意見書について			
3月						